

◎新潟県告示第1277号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項に規定する協議の結果、次の区域について新潟港港湾管理者の長が管理を行うこととした。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課、新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所及び新潟市役所において縦覧に供する。

令和4年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 海岸名  
新潟北沿岸新潟海岸寄居浜・関屋地区海岸
- 2 協議区域  
基点1から基点19まで順次結んだ線により囲まれた区域
- 3 基点の表示  
基点1 新潟港西区西突堤灯台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒）から219度33分21秒4,006.12メートルの地点（無番地）  
基点2 基点1に掲げる地点から340度00分19.26秒763.02メートルの地点（無番地）  
基点3 基点2に掲げる地点から234度57分2.61秒305.94メートルの地点（無番地）  
基点4 基点3に掲げる地点から234度56分57.76秒753.45メートルの地点（無番地）  
基点5 基点4に掲げる地点から145度00分45.04秒143.53メートルの地点（無番地）  
基点6 基点5に掲げる地点から175度45分55.70秒136.33メートルの地点（無番地）  
基点7 基点6に掲げる地点から143度42分6.89秒475.09メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）  
基点8 基点7に掲げる地点から56度12分34.62秒29.00メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）  
基点9 基点8に掲げる地点から56度00分25.43秒19.73メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）  
基点10 基点9に掲げる地点から55度43分25.43秒27.32メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）  
基点11 基点10に掲げる地点から55度43分26.43秒3.00メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）  
基点12 基点11に掲げる地点から55度53分9.11秒50.04メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）  
基点13 基点12に掲げる地点から54度58分29.80秒100.03メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番668）  
基点14 基点13に掲げる地点から53度42分6.39秒100.00メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番672）  
基点15 基点14に掲げる地点から58度17分59.76秒100.34メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番674）  
基点16 基点15に掲げる地点から52度00分17.12秒100.04メートルの地点（無番地）  
基点17 基点16に掲げる地点から56度07分32.47秒100.09メートルの地点（無番地）  
基点18 基点17に掲げる地点から60度18分19.47秒100.01メートルの地点（無番地）  
基点19 基点18に掲げる地点から53度56分39.96秒100.00メートルの地点（無番地）